

○総務省令第百十九号

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に對処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成二十三年法律第九十八号）第四条第一項から第三項までの規定に基づき、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に對処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十三年八月十九日

総務大臣 片山 善博

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に對処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律施行規則

（定義）

第一条 この省令において使用する用語は、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に對処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（避難住民に関する届出の方法）

第二条 法第四条第一項から第三項までの規定による届出は、別記様式に準じて作成する届出書を指定市町村の長に提出することによって行うものとする。

2 前項の規定による届出書の提出は、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により行うことができる。

3 前二項の規定にかかわらず、第一項に規定する届出書を当該届出をする避難住民の避難場所をその区域に含む市町村の長が受け付けた場合において、当該市町村の長が、当該届出に係る事項を当該市町村の長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と指定市町村の長の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を用いて指定市町村の長に伝達したときは、同項の規定により届出書が提出されたものとみなす。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

別紙様式

何市（町村）長殿

避 難 住 民 届

届出年月日：平成何年何月何日

①氏名 （ふりがな） ----- （漢字）		②生年月日 明・大・昭・平 年 月 日	④避難元市町村における住所（避難前に居住していた住所） 県 市 郡 町 村 番号 （マンション・アパート名及び部屋番号）		
		③性別 男・女			
⑤避難先市町村における避難場所			⑥避難先の名称（施設名又は個人宅等）	⑦当該避難場所における滞在開始日	⑨行政機関から世帯等を代表して連絡を受けることができる者（連絡先代表者）及び連絡先[任意]
都道府県	市区 (特別区の場合) 郡 町 村	番号 （マンション・アパート名及び部屋番号）		平成 年 月 日	連絡先代表者である・ない
				⑧当該避難場所における滞在終了日	(連絡先電話番号)
				平成 年 月 日	

届け出る事項

- a 避難住民となつたため、上記の事項を届け出ます。
 b 避難場所に変更があつたため、上記の事項を届け出ます。
 c 避難住民でなくなつたため、上記の事項を届け出ます。